

委員会設置規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が設置する委員会の構成と運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(種 別)

第2条 委員会は、次に掲げるものとする。ただし、理事会の承認を得て、他に特別委員会を設置することができる。また、必要に応じて委員会に関連した小委員会やワーキングチームを設置することができる。特別委員会等の設置は理事会において別に定める。

- (1) 総務委員会
- (2) 事業委員会
- (3) 業務委員会
- (4) 地域委員会
- (5) 女性委員会
- (6) 安全管理委員会
- (7) 広報委員会

(構 成)

第3条 委員会は、理事会の承認を得て理事及び会員の中から会長が委嘱した者をもって構成する。

- 2 理事及び会員は、複数の委員会に属することができる。
- 3 各委員会の委員は、10名以内とする。
- 4 委員の任期は、選任後2年以内の7月1日から6月30日までとし、欠員補充等により選任された場合は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから互選により選出する。

- 2 委員長は委員会の議長となり、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代行する。

(召 集)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が随時召集する。

(所掌事項)

第6条 各委員会は、次の事項について審議し推進する。

- (1) 総務委員会
 - ア 会員の増強及び研修に関すること。

- イ 組織管理に関すること。
- ウ 他の委員会に属さないこと。
- (2) 事業委員会
 - ア 就業開拓に関すること。
 - イ 新規事業に関すること。
- (3) 業務委員会
 - ア 既存事業の改善及び拡大に関すること。
 - イ 自主事業（職群班を含む）に関すること。
- (4) 地域委員会
 - ア 地域班の運営に関すること。
 - イ 社会奉仕活動に関すること。
- (5) 女性委員会
 - ア 女性会員の増強に関すること。
 - イ 女性会員の就業機会の開拓・拡大に関すること。
 - ウ 女性会員の研修及び市民向け講習会等に関すること。
- (6) 安全管理委員会
 - ア 会員が健康で安全に働くことができるための実施計画の策定にかんすること。
 - イ 会員の就業上の事故分析とそれに伴う事故防止対策の樹立に関すること。
 - ウ その他、会員の健康と安全に関する必要な事項。
- (7) 広報委員会
 - ア センターの普及宣伝に関すること。
 - イ 会報の編集、発行に関すること。

(関係者の参加)

第7条 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の参加を求めることができる。

(報告及び提議)

第8条 各委員会は審議した事項について、理事会に報告するものとする。また、必要あるときは、理事会に提議することができる。

(委 任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会で決定する。

付 則

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年7月1日から施行し、平成24年6月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年5月26日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。